省令

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）第二十四条第二号（同法第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十一日

総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭

技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令

技術研究組合法施行規則（平成二十一年厚生労働省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第二十四条第二号の主務省令で定める者）	
第十条の二　法第二十四条第二号（法第六十条において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により組合の役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［新設］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第二号

国土交通省令第一号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五条の二十三第四項において準用する中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第三十五条の四第一項第二号（中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第四項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条（中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十一日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業団体の組織に関する法律施行規則（平成十九年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二節　役員	**第二節**　役員
（役員の資格）	
第八条の二　法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十五条の四第一項第二号（法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）及び法第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定める者は、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［新設］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

厚生労働省令第五号

農林水産省令第五号

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）の施行に伴い、独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律附則第十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行規則等を廃止する省令第一号の規定による廃止前の農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十一日

厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛